

名古屋市無料低額介護老人保健施設及び介護医療院利用事業事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 10 号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護老人保健施設及び介護医療院を利用させる事業（以下「本事業」という。）については、社会福祉法第 69 条並びに「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成 13 年 7 月 23 日社援発第 1277 号。以下「平成 13 年局長通知」という。）、「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業について」（平成 30 年 2 月 20 日社援発 0220 第 1 号。以下「平成 30 年局長通知」という。）、「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成 13 年 7 月 23 日社援総発第 6 号。以下「平成 13 年課長通知」という。）及び「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業について」（平成 30 年 2 月 20 日社援総発 0220 第 1 号。以下「平成 30 年課長通知」という。）により、本事業にかかる実施方針、届出義務及び基準等（以下「基準等」という。）が定められているところであるが、この要綱は、本事業の実施にあたり判断すべき事項、届出及び具体的な事務の取扱いについて定めるものとする。

(新規実施にかかる要件)

第 2 条 市長は、本事業の新規実施にかかる届出について、前条の基準等に加え、次に掲げる各号の要件を充足するかどうかを判断する。

- (1) 本事業を新たに開始しようとする法人（以下「事業予定者」という。）の所在する地域において、本事業の対象となりうる利用者が十分見込まれることについて合理的な理由があること（合理的な需要の見込み）
- (2) 本事業対象者の受け入れについて、積極的に事業周知を行うこと（対象者の積極的受け入れ）

(事業開始にかかる事務)

第 3 条 事業予定者は、本事業の実施にかかる事前相談を原則として開始 2 月前までに行うものとする。

- 2 市長は、事業予定者から事前相談があった場合、基準等及び前条に定める要件等について説明を行い、その内容についての理解を得るとともに、事業予定者が行おうとする事業内容が平成 13 年局長通知、平成 30 年局長通知、平成 13 年課長通知及び平成 30 年課長通知並びに前条に定める要件を充足しているかを慎重かつ十分に確認する。

なお、確認上必要がある場合、事業予定者の了承を得たうえで、実地調査を行う。

3 市長は、事業予定者が行おうとする事業内容が基準等を満たしていないと判断した場合、事業予定者に対し、事業開始までに改善を図るよう指導するとともに、その改善結果について文書による報告を求め、確認を行う。

4 市長は、本事業を開始した事業者（以下「事業者」という。）に対し、事業開始から1月以内に、名古屋市社会福祉法施行細則（平成9年名古屋市規則第47号）に規定する第2種社会福祉事業開始届（第3号様式）に加えて次に掲げる書類を提出するよう指導する。

- (1) 定款、寄付行為又は規約、財産目録、法人の概要、法人全体の収支予算書
- (2) 本事業の事業計画書及び収支予算書
- (3) 本事業の実施地域における需要見込みの分かる書類
- (4) 施設利用料の減免方法等を定めた法人規程
- (5) サービス内容等を記載した利用者に交付する書類（パンフレット、利用契約書等）
- (6) 施設案内図及び施設平面図
- (7) 本事業の実施を周知する書類及びその具体的な周知方法（周知先を含む。）
- (8) その他本事業の実施状況を確認できる書類

（事業変更又は廃止にかかる事務）

第4条 事業者は、届出事項について変更又は事業廃止（以下「変更等」という。）の予定がある場合、市長に対し、原則として変更等の1月前までに事前相談を行うものとする。

2 市長は、前項の事前相談により変更等について適当と判断した場合は、事業者に対し、事業の実施にかかる各関係機関へ向けて、変更等を行う旨の周知を遅滞なく行うよう指導する。

附 則

この要綱は、平成25年12月20日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月11日より施行する。

第3号様式

第1種 第2種	社会福祉事業開始届	
		年 月 日
(あて先)名古屋市長		
	住 所	
	名 称	
	代表者	
社会福祉法	第67条第1項 第69条第1項	の規定により、施設を必要としない第1種 第2種 社会福祉事業の経営を開始したので、次のとおり届け出ます。
1 経営者の名称		
2 主な事務所の所在地		
3 事業の種類		
4 事業の内容		
5 事業開始年月日		
(併せて提出する書類)		
(1) 定款その他の基本約款		
(2) 事業計画書		
(3) 収支予算書		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。